

(3) 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度

平成12年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異▲1.3兆円の要因については図表6のとおりである。ただし、本来ならば厚生年金の実績積立金との直接比較を行うところであるが、厚生年金の財政計画は厚生年金基金分を合わせたものとについて行われていることや財政見通し上の積立金を旧三公社共済の未移管積立金等に分けることができないため、特別会計の積立金にこれらの額と厚生年金基金の代行部分について実績の収支に加えることことで、財政見通しとの直接比較可能となるようにしている。

図表6 厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成12年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	基礎年 金交付 金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年 金拠出 金	その他	計		
実績（特別会計）	20.1	2.0	4.3	4.4	30.7	19.2	9.1	0.3	28.6	2.1	136.9
実績(A)（注） (特別会計+基金代行等)	21.8		5.7	3.8	31.3	17.7	9.1	0.2	27.1	4.2	175.9
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	22.9		6.2	4.0	33.1	18.3	9.5	0.2	28.1	5.0	177.2
差額(A-B)	▲0.9		▲0.5	▲0.2	▲1.8	▲0.6	0.4	0.0	▲1.0	▲0.8	▲1.3
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注：①基礎年金交付金（2.0兆円）を收支両面（支出においては給付費）から控除している。

②保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.8兆円）

及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除

③積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（34.1兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.9兆円）を加え

④運用収入に③に係る運用収入（1.4兆円）を加えた。

差の要因

※1被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.3百万人、実績32.7百万人）

※2運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.61%、実績3.44%）

※3基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差

※4被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）

※5確定値は9.4兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

②平成13年度

平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表7のとおりである。ただし、平成12年度と同様に特別会計の積立金にこれらの額と厚生年金基金の代行部分について実績の収支に加えることことで、財政見通しとの直接比較可能となるようにしている。

図表7 厚生年金の積立金の財政見通しと実績の差の要因分析（平成13年度）

(単位：兆円)

	収入					支出					収支残	年度末 積立金
	保険料	基礎年 金交付 金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年 金拠出 金	その他	計			
実績(特別会計)	19.9	1.6	2.7 [3.7]	4.4	28.6	19.6	9.3	0.4	29.3	▲0.7	134.6 [137.3]	
実績(A) (注) (特別会計+基金代行等)	21.6		3.9 [5.0]	3.9	29.4	18.7	9.3	0.2	28.3	1.1 [2.2]	175.4 [178.0]	
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	23.4		6.2	4.2	33.9	19.4	10.1	0.2	29.8	4.1	181.3	
差額(A-B)	▲1.8		▲2.3 [▲1.2]	▲0.3	▲4.5	▲1.2	▲0.8	0.0	▲1.5	▲3.0 [▲1.9]	▲5.9 [▲3.3]	
要因	※1		※2	※3		※4	※5					

注1：実績推計の作成にあたっては、

- ① 基礎年金交付金（1.6兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。
- ② 保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.9兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除し
- ③ 積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（36.0兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.8兆円）を加え
- ④ 運用収入に③に係る運用収入（1.2兆円）を加えた。

注2：運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資産運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

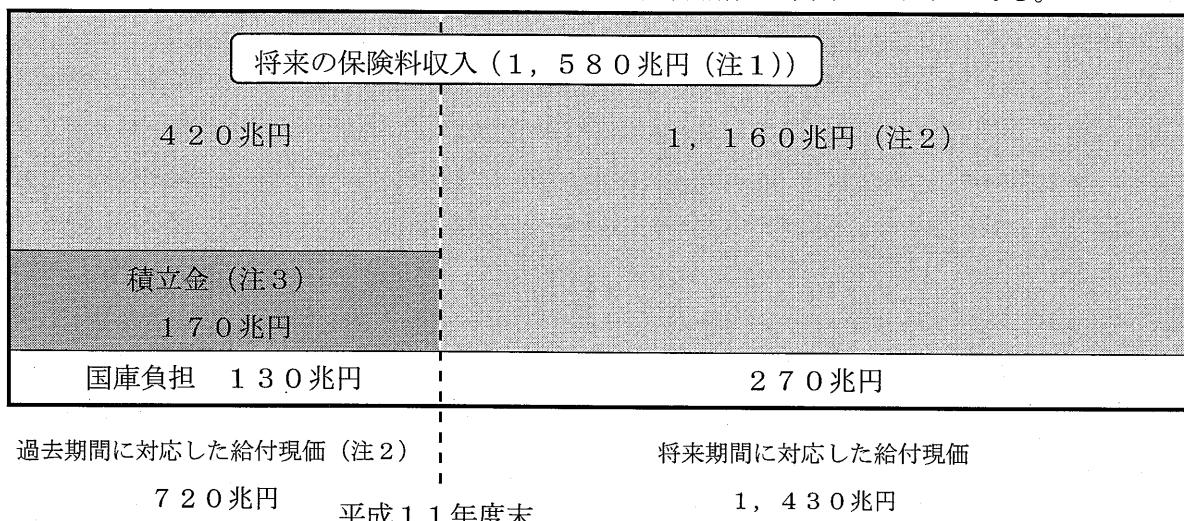
注3：[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

差の要因

- ※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.4百万人、実績32.3百万人）
- ※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.52%、実績1.99%[2.75%]）
- ※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差
- ※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）
- ※5 確定値は9.8兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

(4) 厚生年金の給付現価と財源構成について

平成11年度末における厚生年金の給付現価とその財源構成は下図のとおりである。



(注1) うち将来の保険料率引上げにより賄われる分は470兆円である。

(注2) 保険料率は、平成16年10月の国庫負担1/2への引上げ時に0.77%引き下げることとしている。

(注3) 基金代行部分の最低責任準備金(31.9兆円)を含めた額である。

この給付現価を求める際の諸前提是、財政見通し作成時のものと同じである。したがって、これらの前提が変えれば、算定額も異なってくることに注意を要する。また、国の直接管理する厚生年金について上記のような財源構成も一定の前提を置くことにより作成することは可能であるが、III(1)③で述べたように、厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の代行部分と一体として策定されていることから、一体として財源構成を作成している。

この財源構成であるが、次のように見ることができる。

将来の保険料収入1, 580兆円のうち現行の保険料率による保険料収入は1, 110兆円と見込まれ、この差額470兆円は将来の保険料引上げにより賄われることとなる。

賦課方式を基本とする公的年金においては、過去期間に対応した給付現価について、将来の保険料収入と国庫負担とで賄うことが基本となる。完全な賦課方式では、給付現価720兆円から国庫負担130兆円を除いた590兆円を保険料収入で賄う必要があるが、現在は積立金170兆円を保有していることにより、将来の保険料負担は軽減され、保険料収入で賄う額は470兆円となっている。したがって、過去期間対応給付現価のうち積立金以外の部分を「積立不足」と捉えるのは適当ではない。